



国土交通省

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

お知らせ

問い合わせ先
(所属) 近畿運輸局総務部総務課
(担当) 川口
(電話) 06-6949-6404

令和3年4月26日

近畿運輸局の新型コロナウイルス対策としての業務体制について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされ、管内では大阪府、京都府及び兵庫県が緊急事態措置を実施すべき区域とされました。

新型コロナウイルス感染症は、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあります。

そのため、近畿運輸局では新型コロナウイルス感染症の社会全体へのまん延防止の取組として、4月26日から緊急事態宣言解除の日まで、テレワーク等による出勤職員数を極力減らしての業務遂行としていきます。

このため、窓口対応や申請書処理等に通常よりお時間をいただく場合や、電話対応について、かけ直し等の対応をお願いする場合がございますので、皆様のご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。